

当財団は、昭和41年度に財団法人として設立され、
皆様の勤務する私立学校へ退職手当資金を交付しています

当財団が行っている退職手当資金給付事業は、愛知県内の私立の小学校、中学校、高等学校特別支援学校、中等教育学校及び私学団体に勤務する教職員に対する退職手当金の支払いに必要な資金を積み立てて、退職手当資金として私立学校等に交付することにより、教職員の待遇改善と私立学校の経営の安定を図るとともに、公教育の一翼を担う私立学校教育の振興に寄与することを目的としています。この当財団の行う事業は、公益事業として広く公益の福祉に資することが認定され、当財団は、平成25年8月に公益財団法人に移行しました。

この退職手当資金の積立と交付の財源として、愛知県からの補助金が交付されています。当財団では、学校法人が教職員の給与に応じて拠出する負担金及び愛知県からの補助金を積み立て、さらにその運用益を加えた積立金を将来の退職者への退職手当資金の交付のための財源として維持することにより、退職手当資金給付事業を安定的に実施しています。

[私学教職員の退職金に関するQ&A](#)

事業の概要

